

○広島市健康増進法施行細則

昭和 43 年 5 月 1 日

規則第 29 号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。)及び健康増進法施行規則(平成 15 年厚生労働省令第 86 号)の施行に関し必要事項を定めるものとする。

(平 15 規則 98・一部改正)

(給食施設の届出)

第 2 条 特定多数人に対して継続的に 1 回 50 食以上 100 食未満又は 1 日 100 食以上 250 食未満の食事を供給する施設(以下「給食施設」という。)を設置した者は、その事業を開始したときは、その日から 1 か月以内に次に掲げる事項を所定の届出書によつて給食施設の所在地を管轄する保健センター長(以下「保健センター長」という。)に届け出なければならない。

- (1) 給食施設の名称及び所在地
- (2) 給食施設の設置者の氏名及び住所(法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (3) 給食施設の種類
- (4) 給食の開始日又は開始予定日
- (5) 1 日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- (6) 管理栄養士及び栄養士の員数

2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から 1 か月以内に、その旨を所定の変更届出書によつて保健センター長に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(平 9 規則 56・平 15 規則 98・一部改正)

(栄養管理状況の報告)

第 3 条 法第 20 条第 1 項の特定給食施設の設置者は、毎年 5 月に実施した給食の栄養管理状況を所定の報告書により、翌月の末日までに保健センター長に報告しなければならない。

(昭 51 規則 34・平 9 規則 56・平 15 規則 98・一部改正)

(特別用途表示の許可申請書)

第 4 条 法第 26 条第 2 項の規定による特別用途表示の許可の申請は、所定の申請書により、これを行わなければならない。

- 2 前項の申請書は、2通を作成し、広島市保健所長を経由して提出しなければならない。

(平 8 規則 34・平 9 規則 56・平 15 規則 98・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に給食を行なっている給食施設及び集団給食施設の管理者は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から 1 か月以内に第 2 条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

附 則(／昭和 44 年 4 月 1 日規則第 27 号／昭和 51 年 3 月 31 日規則第 34 号／)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日規則第 34 号)

この規則は、平成 8 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に第 3 条の規定による改正前の広島市栄養改善事務取扱規則の規定によりなされた届出は、同条の規定による改正後の広島市栄養改善事務取扱規則の規定によりなされた届出とみなす。

附 則(平成 15 年 10 月 2 日規則第 98 号)

- 1 この規則は、平成 15 年 10 月 3 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正後の第 2 条第 1 項の給食施設を設置している者についての同項の規定の適用については、同項中「その日から 1 か月以内」とあるのは、「広島市栄養改善事務取扱規則の一部を改正する規則(平成 15 年広島市規則第 98 号)の施行の日から 3 か月を経過する日まで」とする。
- 3 広島市食品衛生法施行細則(昭和 55 年広島市規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]